

米トシ一サビリテイ制度について

農林水産省

- トレーサビリティとは、食品の移動を追跡するための仕組みであり、食品の安全管理を直接的に行うものではない。
- 食品のトレーサビリティについては国際機関であるコーデックス委員会総会(2004年6月～7月)で合意された定義、また、ISOの規格「飼料及びフードチェーンにおけるトレーサビリティの設計及び実施のための一般原則及び基本要求事項」において定義が定められている。
- トレーサビリティとは、農畜産物の生産工程を開示するという意味ではない。

○コーデックス委員会における定義

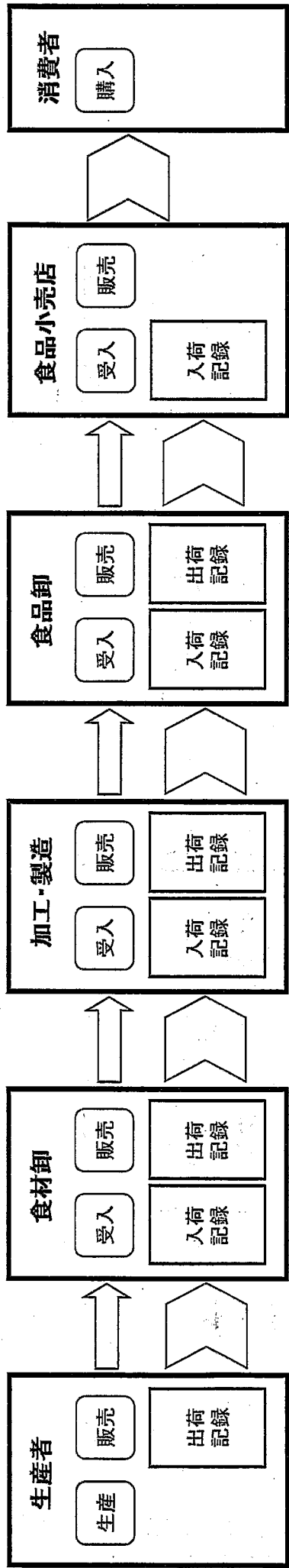
「生産、加工及び流通の特定の1つ又は複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること。」 (Codex, 2004)

○ISO22005における定義

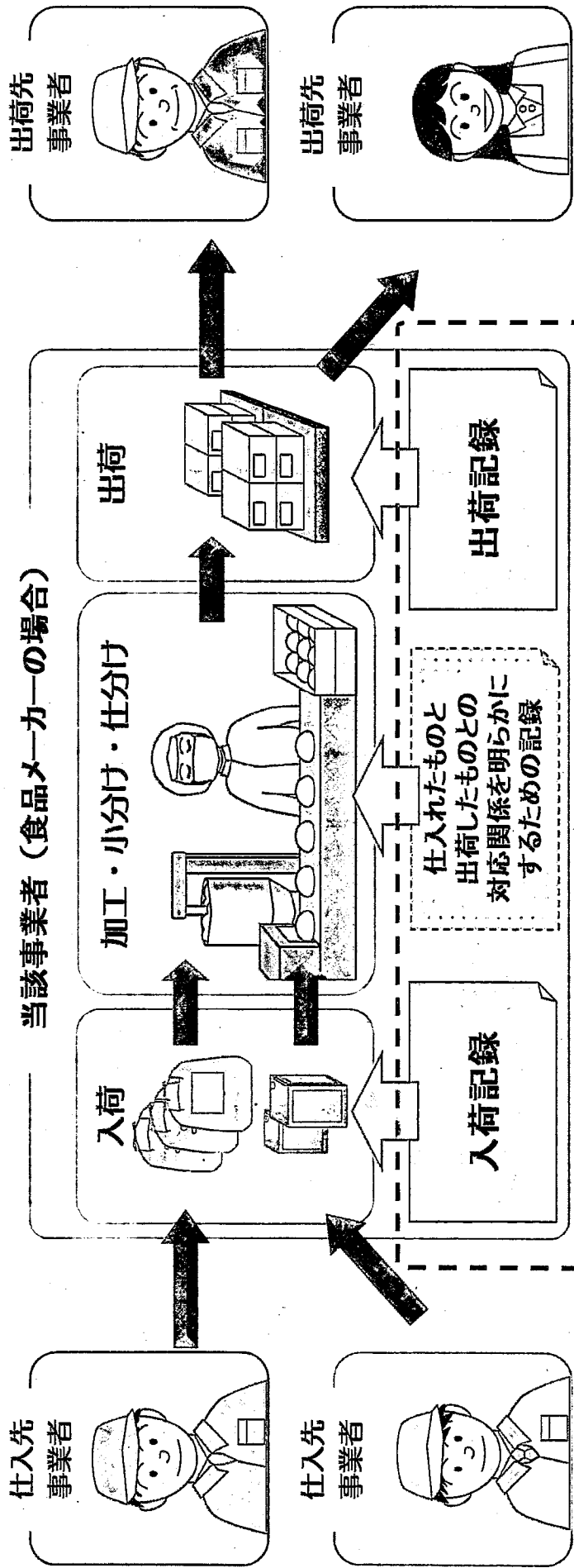
「生産、加工及び流通の特定の1つ又は複数の段階を通じて、飼料または食品の移動を把握できること。」 (ISO 22005 : 2007)

○ 食品のトレーサビリティとは

○ チェーントレーサビリティ(ワンステップバック・ワンステップフォワード)



○ 一つの段階のトレーサビリティ:内部トレーサビリティ(加工段階の例)



内部トレーサビリティ

・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)

法第2条 法第11条

- 対象品目
- 都道府県との役割分担

・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令(平成21年11月5日政令第261号)

令

法第3条
法第5条

法第9条

法第6条

法第2条
法第4条

法第8条 法附則第1条

- 施行期日
- ・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行期日を定める政令(平成21年政令第260号)

施行日政令

政令第1条

政令第7条

政令第7条

- 都道府県知事の報告

・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第7条第4項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する省令(平成21年11月5日農林水産省令第61号)

- 都道府県知事の報告

・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第7条第3項及び第4項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する省令(平成21年11月5日内閣府令・農林水産省令第11号)

- 記録の方法・保存等

・米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令(平成21年11月5日財務省・農林水産省令第1号)

記録省令

- 伝達の方法等

・米穀等の産地情報の伝達に関する省令(平成21年11月5日内閣府令・財務省・農林水産省令第1号)

伝達命令

- 対象品目

・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第1条第1号の農林水産大臣が定める方法及び基準を定める件(平成21年11月5日農林水産省告示第1551号)

告示

- 勧告及び公表の指針

・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第8条第1項の一般消費者に対する産地情報の伝達義務違反に係る同法第9条第1項の勧告及び公表の指針について

I 对象品目

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

(定義)

第二条 この法律において「米穀等」とは、米穀及び米穀を原材料とする飲食料品(米穀並びに薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除き、料理を含む。以下同じ。)であって政令で定めるものをいう。

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令

(米穀を原材料とする飲食料品)

第一条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める飲食料品は、次に掲げるものとする。

一 米穀粉、米穀のひき割りしたもの及びミールその他米穀を農林水産大臣が定める方法により加工したもの(これらの調製食料品(次号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げるものを除く。)であって、農林水産大臣が定める基準に該当するものを含む。)

二 米菓生地

三 もち

四 だんご

五 米穀についてあらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものであって、粒状のもの(これを含む料理その他の飲食料品を含む。)

六 米菓

七 米こうじ

八 清酒

九 単式蒸留しょうちゆう

十 みりん

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第一条第一号の農林水産大臣が定める方法及び基準を定める件

1 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令(以下「令」という。)第一条第一号の農林水産大臣が定める方法は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 直接圧縮すること又は当該加工したものの全重量の三パーセント以下の結合剤を加えることにより、固めること。

二 ロールにかけ、又はフレーク状にすること。

三 穀を取り除き、真珠形にとう精すること。

四 薄く切ること。

五 粗くひくこと。

2 令第一条第一号の農林水産大臣が定める基準は、米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット(直接圧縮すること又は全重量の三パーセント以下の結合剤を加えることにより、固めたものをいう。)又はでん粉(加工でん粉を含む。以下この項において同じ。)の含有量の合計が当該調製食料品の全重量の八十五パーセントを超え、かつ、米穀産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(はだか麦産品を含む。)&及びでん粉のうち、米穀産品が最大の重量を占めることとする

項 目	中 間 取 り ま と め
<p>II トレーサビリティ</p> <p>1 米のトレーサビリティの導入の目的・仕組み</p> <p>2 トレーサビリティの対象品目の範囲</p>	<p>米穀事業者による米穀等の取引等に係る情報の記録及び保存に関する仕組みを導入することにより、米穀等に関し、食品衛生上の危害発生時の迅速な回収や経路遡及、品質に関する表示の適正化並びに適正かつ円滑な流通の確保のための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の取引等に係る情報の提供を促進することを目的とする。</p> <p>(1) トレーサビリティの目的にかんがみれば、全食品を対象とするとの考えもあるが、米穀については、特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 唯一自給可能な穀物であり、国民生活上重要な地位を占める食品であること ② 用途別・産地別等に価格差が大きくないなど、特殊な流通構造の下で、特に流通の透明性を確保する必要性が高いと考えられること ③ 事故米問題の発生により米穀の流通そのものに対する消費者の不信が高まっていること <p>から、まずは米穀及びその加工品について導入することとする。</p> <p>(2) 具体的には、トレーサビリティの対象品目は、以下の範囲とすることを基本とし、さらに、対象品目の明確化を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 米穀 (例：もみ、玄米、精米及び碎米) ② 米穀の加工品及び調製品であって、食糧法に規定する「主要食糧」に該当するもの (例：米粉、米飯類 (炒飯等に加工したものを含む。)、もち、だんご、おこし、米菓生地等) ③ その他、米穀の加工品及び調製品であって、社会通念上、米を主たる原材料とするもの (例：米粉調製品、せんべい、あられ等) 及び米を原材料としていることを商品の訴求ポイントにしているもの (例：米粉パン等)

項 目	中 間 取 り ま と め
<p>Ⅲ 原料米原産地情報伝達</p> <p>1 原料米原産地情報伝達の目的</p> <p>2 原料米原産地情報伝達の対象品目の範囲</p>	<p>米穀は唯一自給可能な穀物で、国民にとっても最も関心が高く、最も安心して食べたい食品であるが、平成7年のミニマム・アクセス米輸入の開始後、米穀の関連商品については、輸入米も使用されるようになってきている。</p> <p>このような状況の下、消費者が国産米を使った商品と想っていたものにもまだ、幅広く輸入米の事故品が使用されていたことが明らかになる一方で、米加工品や外食、弁当などを選択する際に原産地がわからないことにより、米製品全般にわたって消費者の不信が生じた。</p> <p>このため、米を原材料とした商品について、その製造者や提供者に、消費者への原料米原産地の情報伝達を義務付けることにより、消費者が適切な情報を得られるようにすることを目的とする。</p> <p>原料米原産地情報伝達の対象品目は、消費者の関心の高さや商品における原材料としての位置付けなどを考慮し、以下の範囲を基本とし、さらに対象品目の明確化を図る必要がある。</p> <p>① 米穀 (例：もみ、玄米、精米及び碎米)</p> <p>② ご飯として提供されるもの 商 品 例：定食、包装米飯、おにぎり、弁当、寿司、炒飯、雑炊、ドリア、親子丼等 提供場所例：小売り、外食、出前、コンビニ、インストア加工等</p> <p>※ 既に玄米及び精米については、JAS制度の下で産地、品種、産年について表示義務が課されていることから、これと同列に、ご飯は原則すべて対象とする。</p> <p>③ 社会通念上、米を主たる原材料とするもの 商品例：あられ、せんべい、だんご など</p> <p>④ 米を原材料としていることを商品の訴求ポイントにしているもの 商品例：米粉パン、米粉ロールケーキ (商品の特徴を表すため、原材料に占める米粉の割合に関わらず、米粉〇〇という名称を使用している) など</p>

I 取引等の記録・保存 (トレーサビリティ) 関係

1 対象品目 (米穀等) について (法第2条)

(定義)

第二条 この法律において「米穀等」とは、米穀及び米穀を原材料とする飲食用品 (米穀並びに薬事法 (昭和三十五年法律第百四十五号) に規定する医薬品及び医薬部外品を除き、料理を含む。以下同じ。) であって政令で定めるものをいう。

トレーサビリティの対象となる「米穀等」については、「中間取りまとめ (制度の骨格)」での整理を基本として、法律上、トレーサビリティが義務付けされている米穀 (もみ、玄米、精米、砕米) の他、以下のとおりとします。

- ① 主要食糧に該当するもの
米粉、米粉調製品 (もち粉調製品を含む)、米こうじ、米穀をひき割りしたものの、ミール、米菓生地
- ② 米飯類
各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯等の米飯類 (いづれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。)
(注) 米飯類については、いわゆる「白めし」として一般消費者に提供されるもののほか、おこわ、かゆ、寿司、チャーハン、オムライス、カレーライス、ドリアなどご飯として提供される料理が対象となります。

- ③ もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しようちゅう、みりん
(注) これらの米加工品は、基本的に米穀又は米粉等が原材料中1位となる商品が大部分を占める品目を日本標準商品分類 (酒類については酒税法) を基本に選定したものです。

II 産地情報伝達について

1 対象品目（指定米穀等）について（法第2条）

（定義）

第二条

3 この法律において「指定米穀等」とは、その流通及び消費の状況からみて、米穀事業者及び一般消費者がその購入等に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等として政令で定めるものをいう。

産地情報伝達の対象となる「指定米穀等」は、以下のとおりとします。ただし、飼料用、バイオエタノール原料用等の非食用に供されるものを除きます。

- ① 米穀及び主要食糧に該当するもの（トレスの対象品目と同じ）
 - a 米穀（もみ、玄米、精米、碎米）
 - b 米粉、米粉調製品（もち粉調製品を含む）、米こうじ、米穀をひき割りしたものの、ミール、米菓生地
- ② 米飯類（トレスの対象品目と同じ）

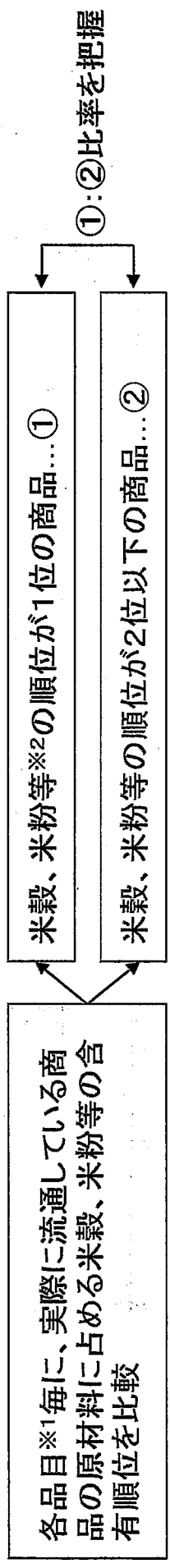
各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したものの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯等の米飯類（いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。）

（注）米飯類については、いわゆる「白めし」として一般消費者に提供されるもののほか、おこわ、かゆ、寿司、チャーハン、オムライス、カレーライス、ドリアなどご飯として提供される料理が対象となります。

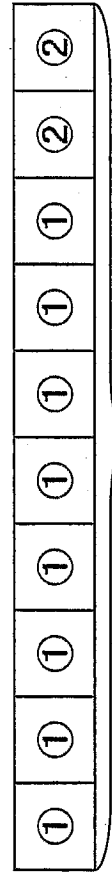
③ もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しようちゅう、みりん（トレスの対象品目と同じ。）

（注）これらの米加工品は、基本的に米穀又は米粉等が原材料中1位となる商品が大部分を占める品目を日本標準商品分類（酒類については酒税法）を基本に選定したものです。

○ 米穀又は米粉等が原材料中1位となる商品が大部分を占める品目(考え方) 10



※1 各品目：日本標準商品分類、食糧法、酒税法等に基づく品目の区分毎に行う。
 ※2 米穀、米粉等：米穀(もみ、玄米、精米、碎米)、米粉(上新粉、白玉粉等)、米粉調製品、米こうじ



1位が多いもの→カテゴリー1...①:②=8:2

カテゴリー1に属する品目

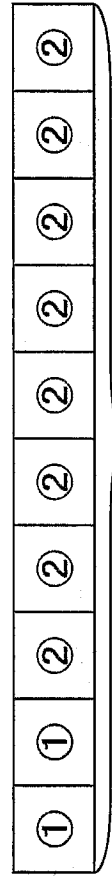
- もち
- だんご
- 米菓
- 清酒
- 単式蒸留しようちゆう
- みりん

カテゴリー1に属するものに

製法の特性上対応が困難な品目

- 米酢(最終発酵段階の半製品を3割程度、種酢として戻す製法が一般であり、トレス、原産地情報伝達が共に困難)

対象外



2位以下が多いもの→カテゴリー2...①:②=2:8

カテゴリー2に属する品目

- 和生菓子
- まんじゆう
- だいふく餅
- もなか
- 和干菓子
- らくがん
- おこし
- 米みそ
- しょうゆ

対象外

カテゴリー2に属するものに

日本標準商品分類等に独立した項目がないために、カテゴリー1にならないもの

- ライスペーパー、ビーファン
- 料理酒
- 酒粕
- みりん風調味料
- おはぎ
- 甘酒
- 玄米茶

対象外

○ 米トレーサビリテイ法に基づく産地情報伝達とJAS法に基づく原料原産地表示義務

- 対象品目を一般消費者に販売又は提供する場合には、米トレーサビリテイ法に基づく産地情報の伝達を行う必要がありません(JAS法に基づく産地表示義務がある場合を除く)。
- ただし、米飯類以外のものを一般消費者に提供する場合には、産地情報の伝達を行う必要はありません。

品 目	一般消費者へ販売又は提供する場合には、米トレーサビリテイ法に基づく産地情報の伝達を行う必要はありません。		提 供 (外食、ホテル、旅館等)
	販 売(小売等)	容 器に入られ、又は包装されたもの	
玄米・精米	生鮮食品品質表示基準 (JAS法)	玄米及び精米品質表示基準 (JAS法)	
米飯類 (各種定食類、丼物、弁当、おにぎり など)	米トレーサビリテイ法	米トレーサビリテイ法	米トレーサビリテイ法
もち (注1)	米トレーサビリテイ法	加工食品品質表示基準 (JAS法) (注) 米トレーサビリテイ法	産地情報の伝達不要
だんご、米菓、清酒など (注1) (注1)	米トレーサビリテイ法	米トレーサビリテイ法	産地情報の伝達不要

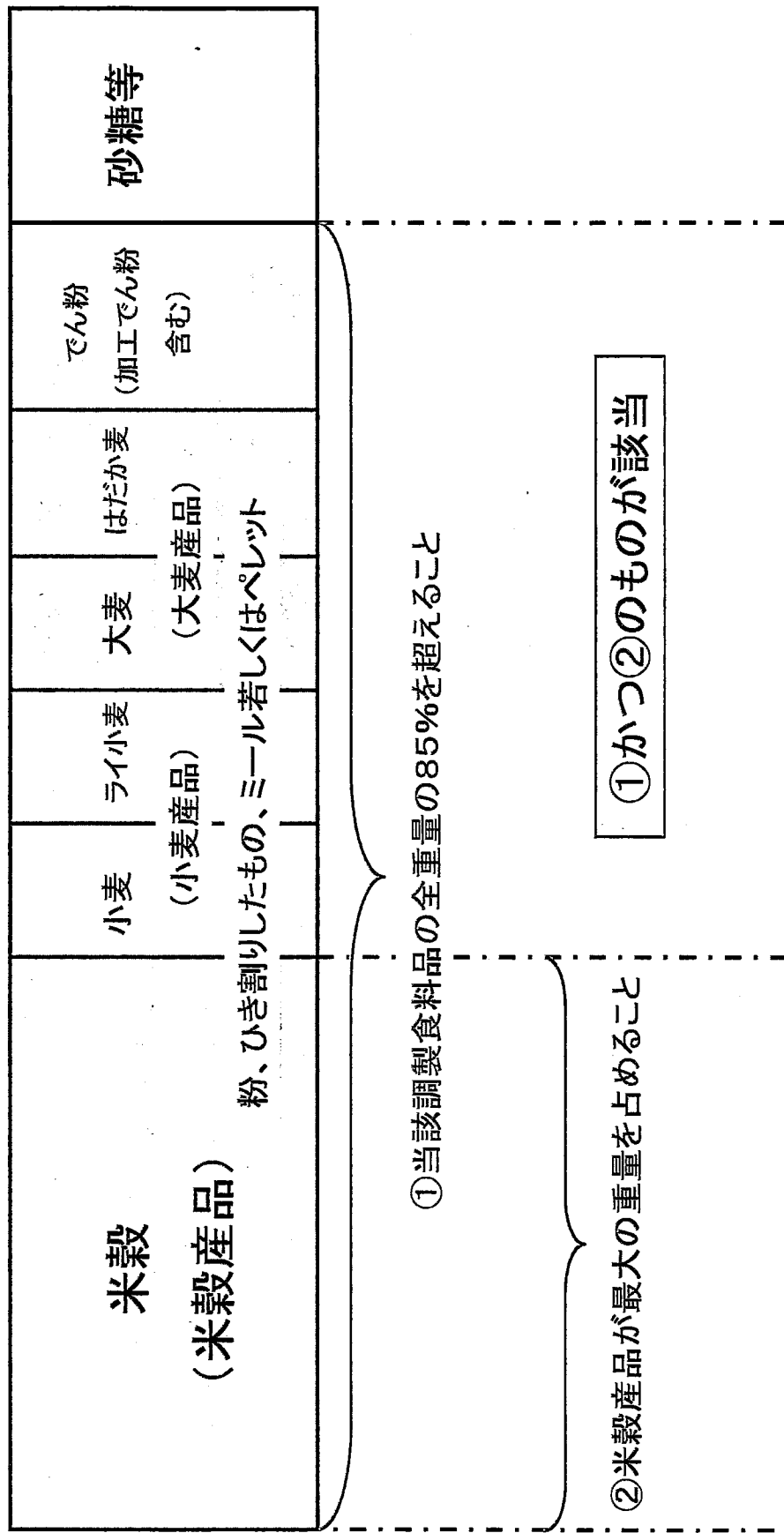
(注1): 具体的な定義は、「Q&A～品目対象編～」を参照

(注2): JAS法の加工食品品質表示基準の原料原産地表示の対象となる「もち」については、「もち米のみで又はもち米に米粉、とうもろこしでん粉等を加えて製造、包装したもち、のしもち、切りもち、鏡餅等」を対象としており、副原料を使用した包装もちについても対象となります。
なお、JAS法では、製品の重量に占めるもち米の割合が50%に満たないものは、原料原産地表示の対象となる「もち」の範囲には含まれません。米トレーサの対象になる場合があります。

米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割りしたものは、ミール若しくはペレット(直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより、固めたものをいう。)又はでん粉(加工でん粉を含む。以下この項において同じ。)の含有量の合計が当該調製食料品の全重量の85%を超え、かつ、米穀産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(はだか麦産品を含む。))及びでん粉のうち、米穀産品が最大の重量を占めることとする。

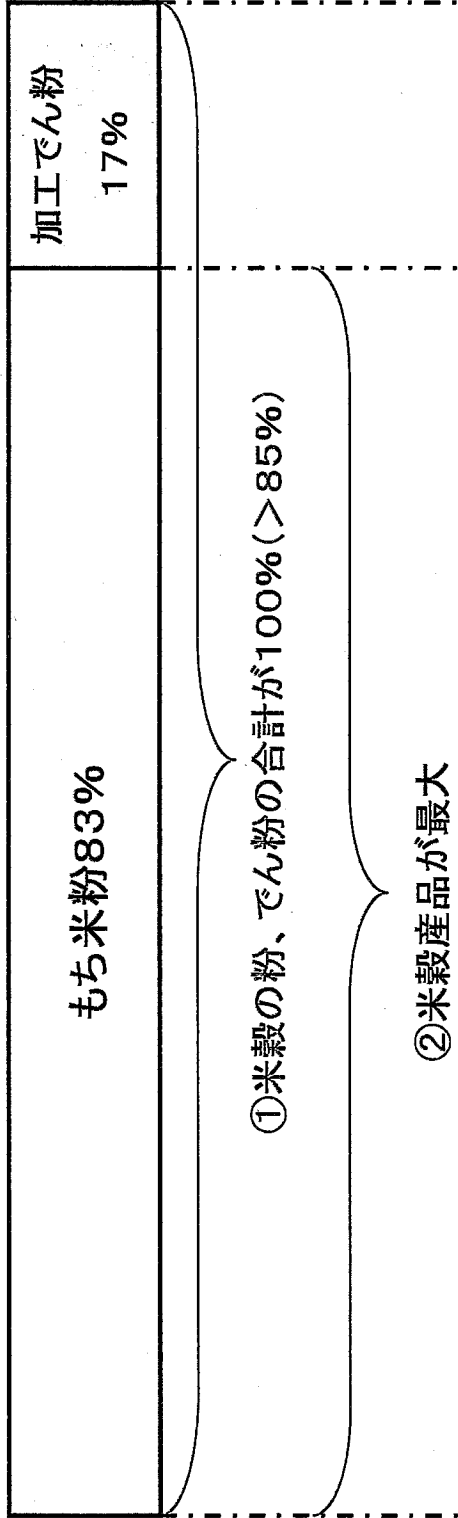
告示第1551号の

米粉調製品



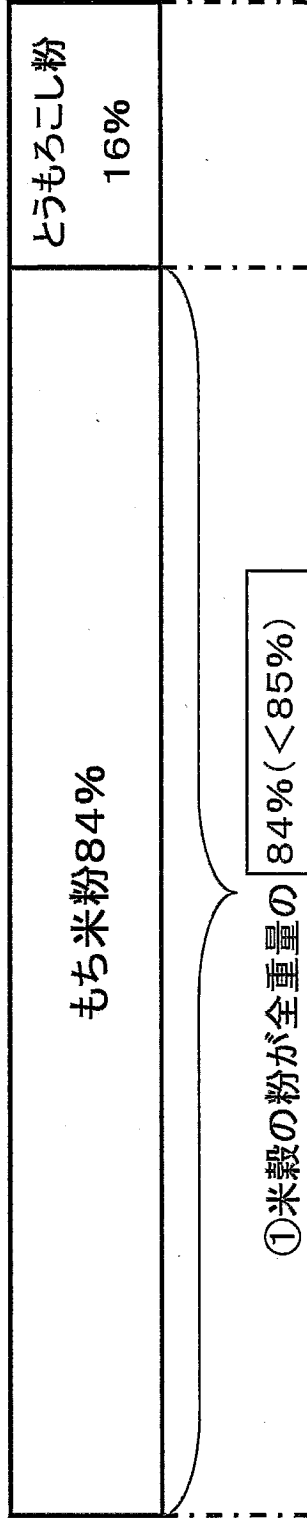
ケース①

対象



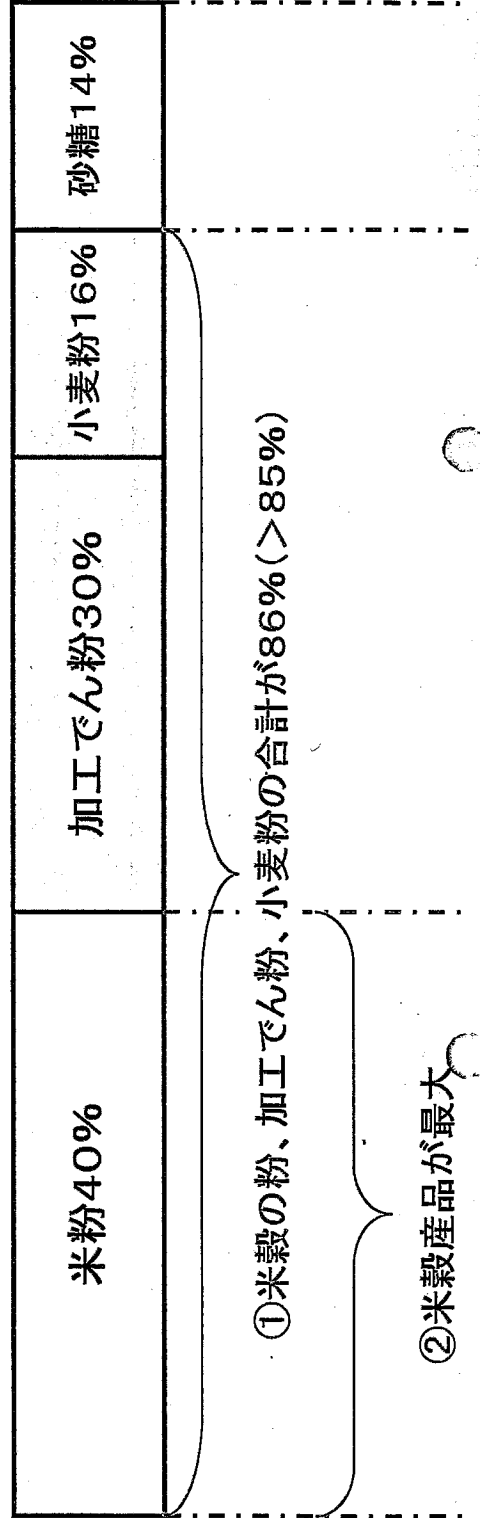
ケース②

【対象外】



ケース③

対象



Ⅱ 取引等の記録、事業者間の産地情報の伝達

○取引等の記録の作成・保存

取引等の記録について

- 取引等の記録については、紙媒体(帳簿など)又は電子媒体のいずれか。

実際の取引において取り交わされる伝票類であっても、下記に掲げる記録事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録の義務を果たしたことになります。
複数の伝票類、データベースの情報を組み合わせることで、下記に掲げる記録事項のすべてを満たすという方法でもかまいません。

- 記録は事業所毎に作成。

〔 一定の要件を満たせば、本部・本店でまとめて記録を作成したり、保存することにかまいません。 〕

- 記録は、わかりやすく作成の上、分類、整理(日別、取引先別等)する必要。

〔 ミトレーサビリティ法の対象品目を含む取引の記録のみを取りだして保存したり、抽出できるように印をつけたりする必要はありません。 〕

入出荷記録の記録事項

・品名・産地・数量・年月日・取引先名・搬出入した場所

〔 平成23年7月1日より前に生産者が出荷した米穀及びその加工品の取引については、産地の記録は不要です。また、一定の要件を満たした加工品については、産地の記録が不要となります。 〕

保存期間

取引等を行った日から3年間

- ・消費期限が付されている商品等：取引等を行った日から3か月
- ・賞味期限が取引日から3年を超える商品：取引等を行った日から5年間

○ 取引等の記録の例

- 実際の取引において取り交わされる伝票類においても、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録の義務を果たしたことになります。
- 記録する事項は、「品名・産地・数量・年月日・取引先名・搬出入した場所」です。

(例)

取引先の名称又は氏名
 年月日: 搬入・搬出した日
 (困難な場合は、受発注日等でも可)
 搬出入した場所
 (取引先住所と異なる場合に記載)
 数量: 取引において通常用いている単位
 品名: 取引において通常用いている名称
 ※※
 産地: 「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載
 ※※ 平成23年7月1日より前に、
 ① 国内で生産されたものについては、生産者から譲渡されたもの
 ② 輸入されたものについては、国内需要者等に譲渡されたもの
 については、対象外です。

納品書(控) 売主

受注日 〇〇年〇〇月〇〇日 納品日 〇〇年〇〇月〇〇日 伝票No. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 産地 〇〇県 〇〇年〇〇月〇〇日 納品先

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	AXXXXXX	〇〇県産〇〇トモカ(10kg)	4	XXX	XXXXX
2	BXXXXXX	〇〇県産ほうれんそう M	10	XXX	XXXXX
3	CXXXXXX	〇〇県産花ネギ AM	5	XXX	XXXXX
4	DXXXXXX	〇〇県産トマト M	10	XXX	XXXXX
5	EXXXXXX	〇〇県産しそ L	20	XXX	XXXXX
備考		計			XXXXXXX
		合計			XXXXXXX
		消費税等			XXXXX
		総合計			XXXXXXX
指図No.					40.00

納品書重計

株式会社 〇〇〇〇〇〇 様
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。

〇〇〇〇株式会社 △△本社
 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
 東京都〇〇区
 〇〇〇-△△
 担当 〇〇 〇〇
 TEL 03-0000-0000
 FAX 03-0000-0000

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待されます。(義務化は「米・米加工品」のみ。)

○ 取引の記録等の不適正な例

・精米を含んでいるもの、「食品一式」と略して記述している場合

名称が不明確

請求書

納品日 09年9月9日

納入先 AS パー様

納品所 (有)B商事

コード	品名	数量	金額
	食品一式	1	10,000

不適正

・米10kg(1袋)、キャベツ(1玉)を「1」と略して記述している場合

数量が不明確

納品書

納品日 09年9月9日

納入先 CS パー様

納品所 (有)D興業

コード	品名	数量	金額
	米、キャベツ	1	5,000

不適正

・委託とう精の場合

搬出・搬入の記録(法第5条)が必要であるが、名称、数量の記載がない

請求書

納品日 09年9月9日

納入先 ΔΔ様

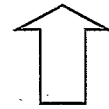
納品所 ○○精米所

コード	品名	数量	金額
	加工賃		700

不適正

◇ 産地が1の場合

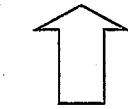
産地が国内の場合は、国内産である旨を記載



「国内産」「国産」「福島県産」「新潟県産」
都道府県名、市町村名や一般的に知られた地名でも可

◆ 表記例

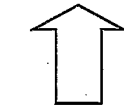
産地が外国の場合は、国名で記載



「アメリカ産」「中国産」
国名で記載

◇ 産地が2以上の場合

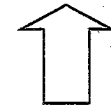
原材料に占める割合の多いものから順に記載



「国産、アメリカ産、オーストラリア産」
「青森県産、岩手県産、宮城県産」

◇ 産地が3以上の場合

原材料に占める割合の多いものから順に2以上記載し、
その他の原産地を「その他」と記載可

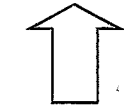


「国産、オーストラリア産、その他」
「山形県産、秋田県産、その他」

〔 米粉等中間原料の製造業者は、供給先の事業者が最終製品まで、より正確な産地を伝達できるよう、その求めに応じて必要な範囲で、当該中間材料の原材料に占める重量の割合等必要な情報を提供するものとし、ます。 〕

◇ 原材料の産地ごとの原材料に占める重量の割合の順序
が変動するような場合

過去の一定期間の使用割合の実績に基づいて産地の順番を記載



「アメリカ産、中国産、ベトナム産」
〇〇の産地は、当社における昨年度の取扱実績の
多い順に記載しています。

◇外国で加工・製造されたもので原料米の産地が不明な場合

加工品で輸入された場合であってその原料米の産地が明らかでない場合

◆表記例

○加工品の産地を表記
(米菓が特定輸入指定米穀の場合)

名称	米菓	産地不明
原材料	うるち米、糖類、食塩、でんぷん、のり	
原産国	中国	

○原材料に用いた指定米穀の産地を表記

ベトナム産の米菓生地を中国で加工した場合
(米菓生地が特定輸入指定米穀)

名称	米菓	産地不明
原材料	米菓生地(ベトナム加工(うるち米、糖類、食塩、でんぷん))、のり	
原産国	中国	

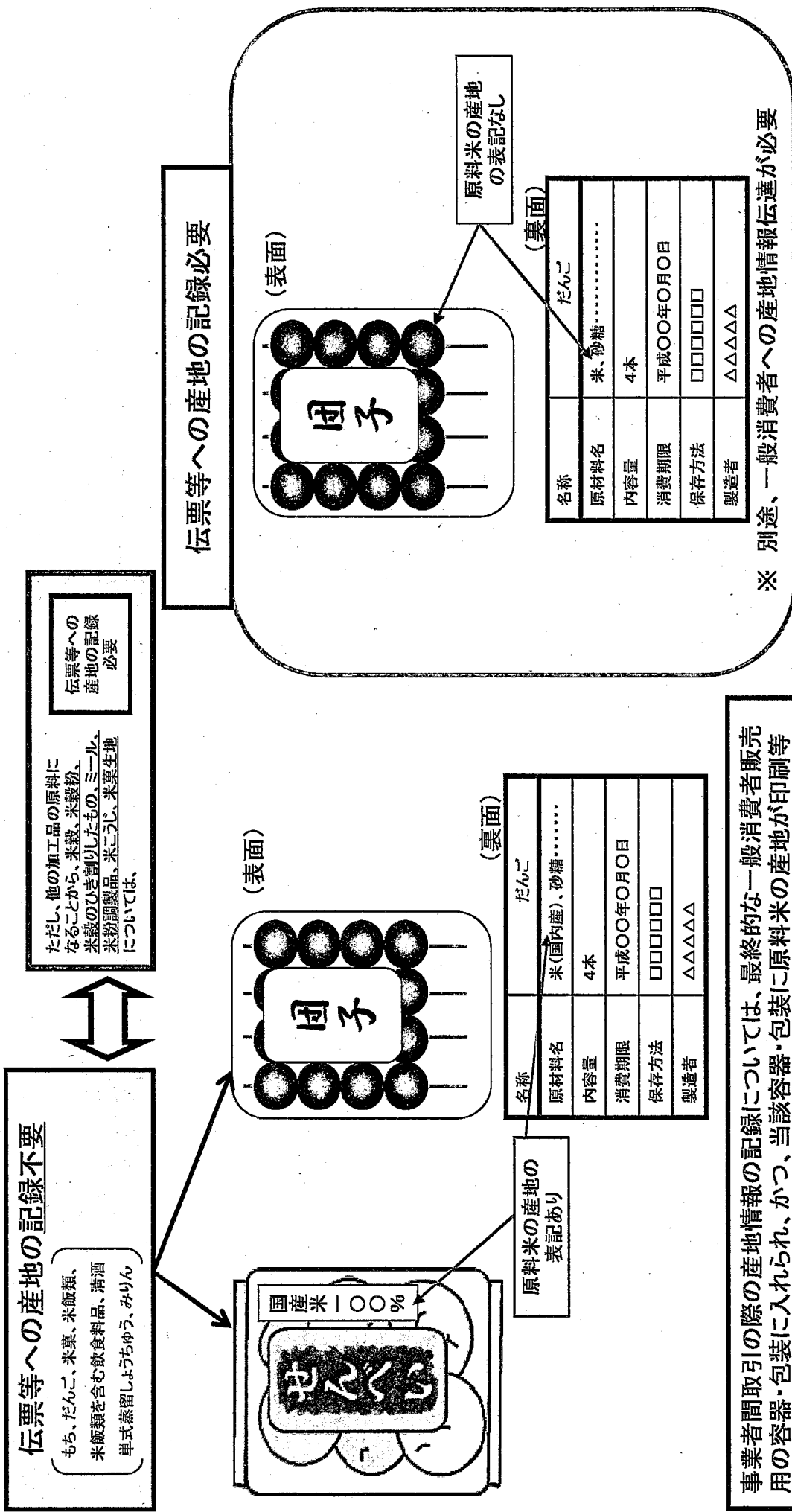
名称	米菓	
原材料	米菓生地(うるち米、糖類、食塩、でんぷん)、のり	
原産国	中国	

ベトナムで加工した米菓生地使用。

○通常：原料米の産地を表記

名称	米菓	
原材料	うるち米(タイ産)、糖類、食塩、でんぷん、のり	
原産国	中国	

＜一般消費者への販売用に包装・容器に入れられたもので、産地が表示されているものに関する例外＞

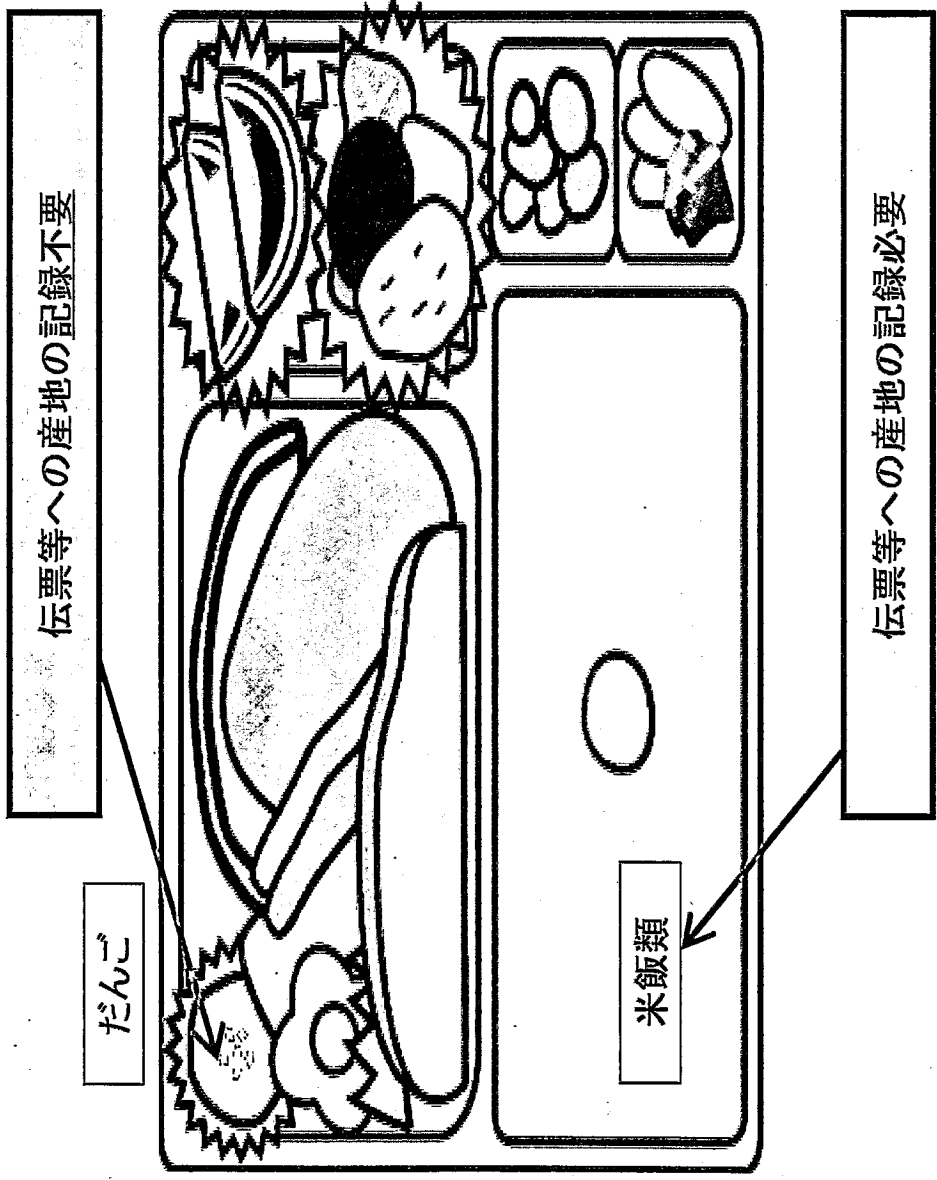


事業者間取引の際の産地情報の記録については、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、かつ、当該容器・包装に原料米の産地が印刷等により表示されている場合は不要。
(記録省令第2条第1項第2号)

※ 別途、一般消費者への産地情報伝達が必要

○ 産地情報の記録の例外(具体的なイメージ)②

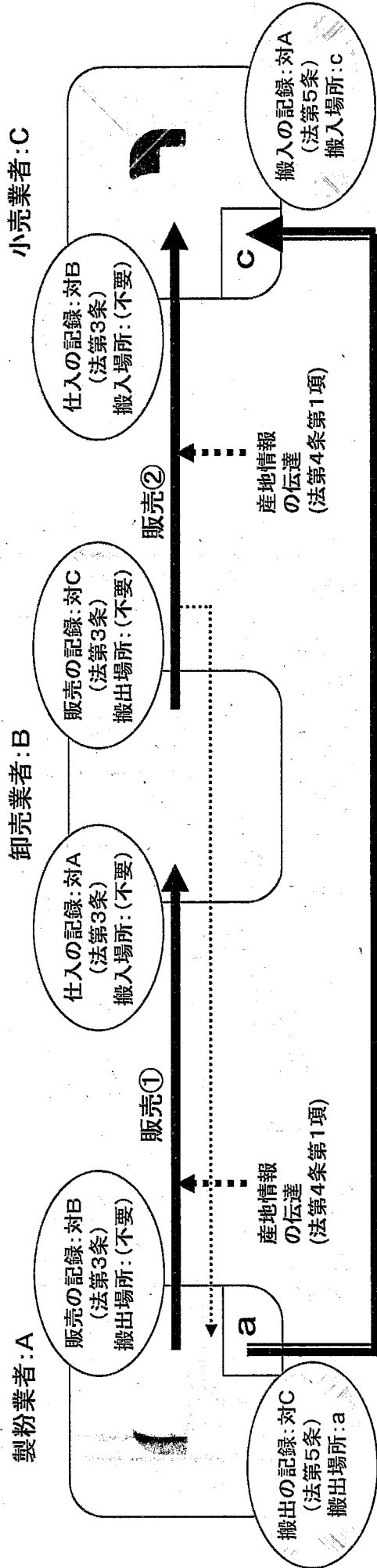
<米飯類が含まれている飲食品品に関する例外>



米飯類を含む飲食品品(例えば弁当)については、複数の指定米穀等を含む場合であっても、当該米飯類の産地のみに限る。
(記録省令第2条第1項第2号)

【例】

製粉業者Aは卸売業者Bに商品を販売したが、その時には製品を納入せず、卸売業者Bが小売業者Cに対して商品を販売した際に、小売業者Cに商品を納品する場合の記録は、どうなるのですか。



① A～Bの取引「販売①」B～Cの取引「販売②」は物流を伴っていないため、いずれも搬出した場所、搬入した場所については、記入を要しない。(法第3条、記録省令第2条第1項第6号)

② A～Cの物流「運搬③」は、搬出・搬入の記録(法第5条)が必要であり、製粉業者Aは、搬出した場所:a、小売業者Cは、搬入した場所:cを記録することとなる。(法第5条、記録省令第5条第1項第5号)

③ 法第3条に基づく記録については、指定米穀等の場合、産地の記録が必要である一方、法第5条に基づく記録については指定米穀等であっても産地の記録は不要である。

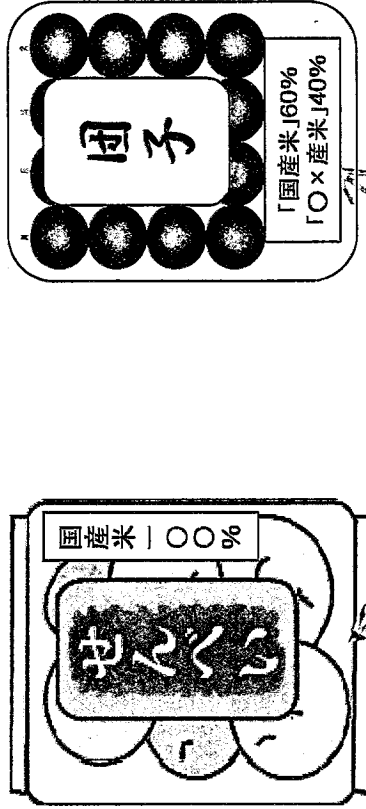
Ⅲ 一般消費者への産地情報の伝達

○ 一括表示の外への記載、シールの添付も可能

<記載の例①>

名称	菓 米
原材料名	うるち米(国産、○×国産、その他) 食塩、調味料(炭/酸等)
内容量	10枚
賞味期限	在外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を 避けて保存してください。
製造者	○○製菓株式会社 ○○県○○市○○1-1-1

<記載の例②>



- ① 原材料に占める割合の多い順に記載。
- ② 産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

一括表示の外への記載、シールの添付も可能。

○ 外国で加工製造された場合であっても、原則として原料米の産地を記載することとなりますが、加工品(製品、半製品)で輸入された場合でその原料米の産地が明らかでないときは、当該加工品そのものの原産国を記載することとします。
この場合には、記載された産地がその原料米の産地でなく、加工品そのものの原産国であることが分かるようにすることが必要です。

【個別メニューごとの表記例】

MENU

オムライス (アメリカ産米)	680円
カレーライス (国産米)	880円
カツカレー (国産米)	880円
ハヤシライス (国産米)	880円
海老グラタン	880円
海老ドリア (アメリカ産米)	880円
チキンドリア (アメリカ産米)	880円
■定食メニュー (国産米使用)	
チキンカツ定食	800円
トンカツ定食	900円
ヒレカツ定食	980円
海老フライ定食	900円

■デザート

アイスクリーム	
(バニラ&チョコプレート)	250円
チョコプレートパフェ	300円
抹茶パフェ	800円
■ドリンク	
コーヒー (HOT/アイス)	300円
紅茶 (HOT/アイス)	350円
オレングジュース	350円
ウーロン茶	350円

メニューによって米穀
の産地が異なる場合

【メニュー冊子に表記する例】

MENU

オムライス	680円
カレーライス (サラダ付き)	680円
カツカレー (サラダ付き)	880円
ハヤシライス (サラダ付き)	680円
海老グラタン	880円
海老ドリア	880円
チキンドリア	880円
■定食メニュー	
チキンカツ定食	800円
トンカツ定食	900円
ヒレカツ定食	980円
海老フライ定食	900円

■デザート

アイスクリーム	
(バニラ&チョコプレート)	250円
チョコプレートパフェ	300円
抹茶パフェ	800円
■ドリンク	
コーヒー (HOT/アイス)	300円
紅茶 (HOT/アイス)	350円
オレングジュース	350円
ウーロン茶	350円

当店で使用しているお米は、
全て、〇〇県産米です。



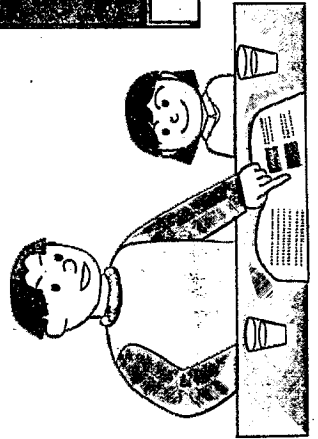
都道府県名又は代表的
な地名でも可

【店内掲示の例】

本日のオススメ

○○○○○○○
◇◇◇◇◇
□□□□□

当店で使用して
いるお米は全て
国産米です。



(その他)

・店入口の立て看板、店内配布チラシ、シヨップカード等による情報伝達も可

○ 消費者に対する原料米の産地情報の伝達に代えて、産地情報を知ることができる方法を伝達することも可。

Webサイトによる伝達を認める場合のポイント

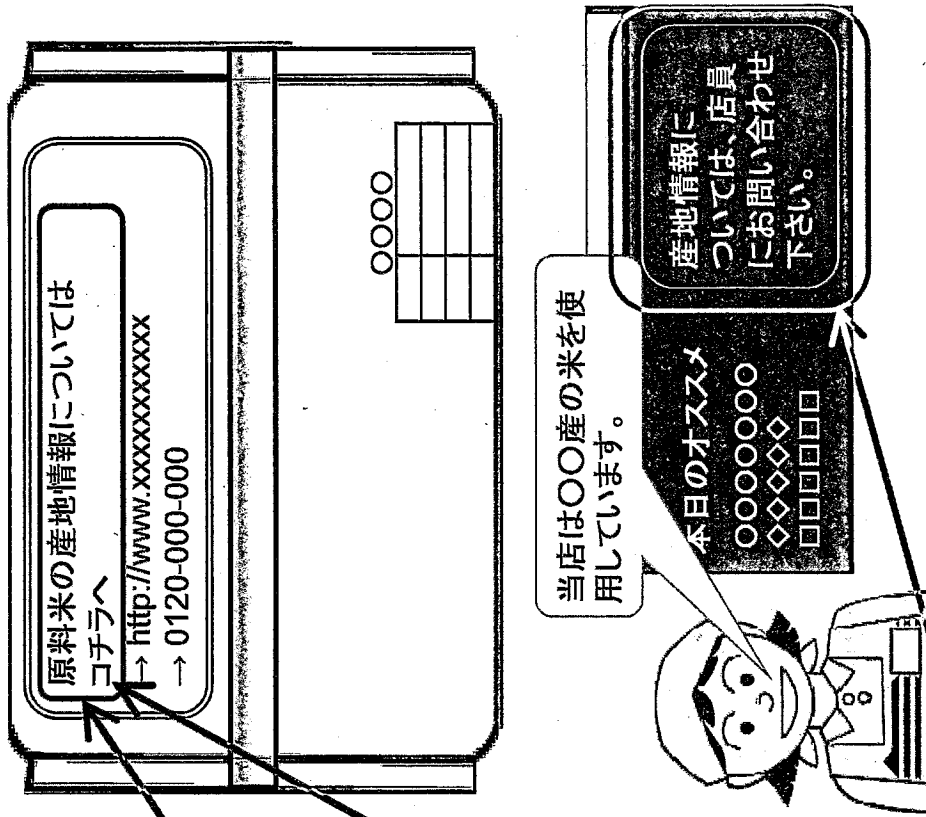
- ① 商品等にWebアドレスを記載
- ② 商品パッケージにWebにアクセスすることにより産地情報が入手できる旨の記載が必要
- ③ Web上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産地情報との対応関係が把握できるようにする必要

電話等を活用した問い合わせによる伝達を認める場合のポイント

- ① 商品等に「お客様相談窓口の電話番号」を記載
- ② 当該電話番号が、単なるお客様相談電話でなく、「産地情報を入手するため」の照会先である旨の記載が必要

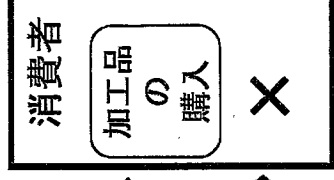
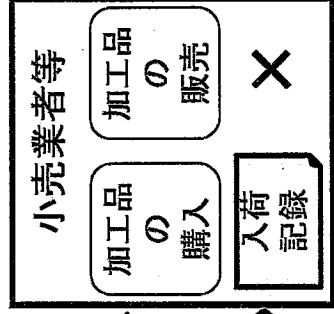
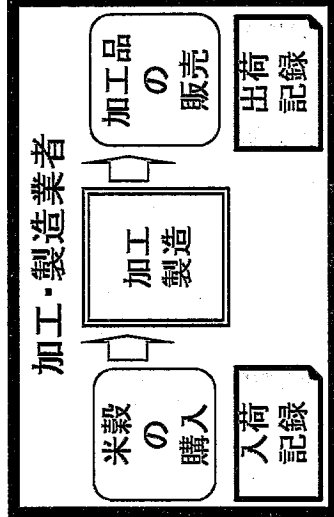
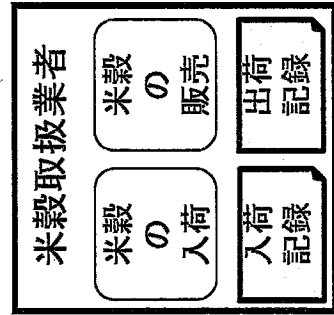
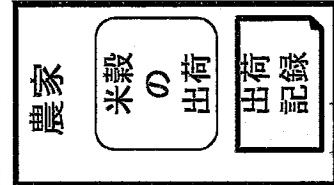
店員による口頭での伝達を認める場合のポイント

- 店内等に「産地情報については、店員にお問い合わせください。」旨を掲示



産地情報が正しく伝達されているかどうかの検証マニュアルを定め、従業員が当該マニュアルに従って適切に対応できるための措置(周知徹底、教育研修)などを講じ、講じた措置の実績を記録しておく必要

IV 罰則等



すべての米穀事業者について
 ○記録の虚偽記載 → 直罰(50万円以下の罰金)
 (米トレサ法第3条義務違反)

すべての事業者間取引について
 ○不伝達・虚偽の伝達 → 直罰(50万円以下の罰金)
 (米トレサ法第4条義務違反)

すべての米穀事業者について
 ○記録の不保持 → 直罰(50万円以下の罰金)
 (米トレサ法第6条義務違反)

一般消費者への
 ○不伝達・虚偽の伝達 → 勧告(米トレサ法第8条義務違反)
 ・勧告に係る措置を取らなかった場合 → 命令
 ・命令に従わなかった場合 → 罰則(50万円以下の罰金)

○勧告及び公表の指針

1 勧告の指針

一般消費者に対する指定米穀等の産地情報の伝達義務に違反している米穀事業者に対しては、次に掲げる場合を除き、勧告を行う。次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も勧告を行う。

〔指導・注意喚起を行う場合〕

一般消費者に対する指定米穀等の産地情報の伝達義務違反が常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反した米穀事業者が直ちに改善方策を講じている場合は、業務の改善、再発防止の徹底その他の必要な事項を指導する。

また、米穀事業者からの伝達に基づく産地情報をそのまま一般消費者に伝達した結果、事実と異なる産地を伝達してしまった場合であって、直ちに改善方策を講じており、食品事業者として求められる通常の注意義務を尽くしていたと判断できるときは、適切な業務実施等について注意喚起を行う。

なお、事業者が行政庁による調査着手を認識する前に行政庁に対し自発的に違反の全容を申告した場合であって、直ちに改善方策を講じているとき(過去にも同様の違反歴がない場合に限る。)は、勧告に代えて指導を行うこともできることとする。

2 公表の指針

勧告をした場合には、次の(1)から(3)までの事項を公表する。

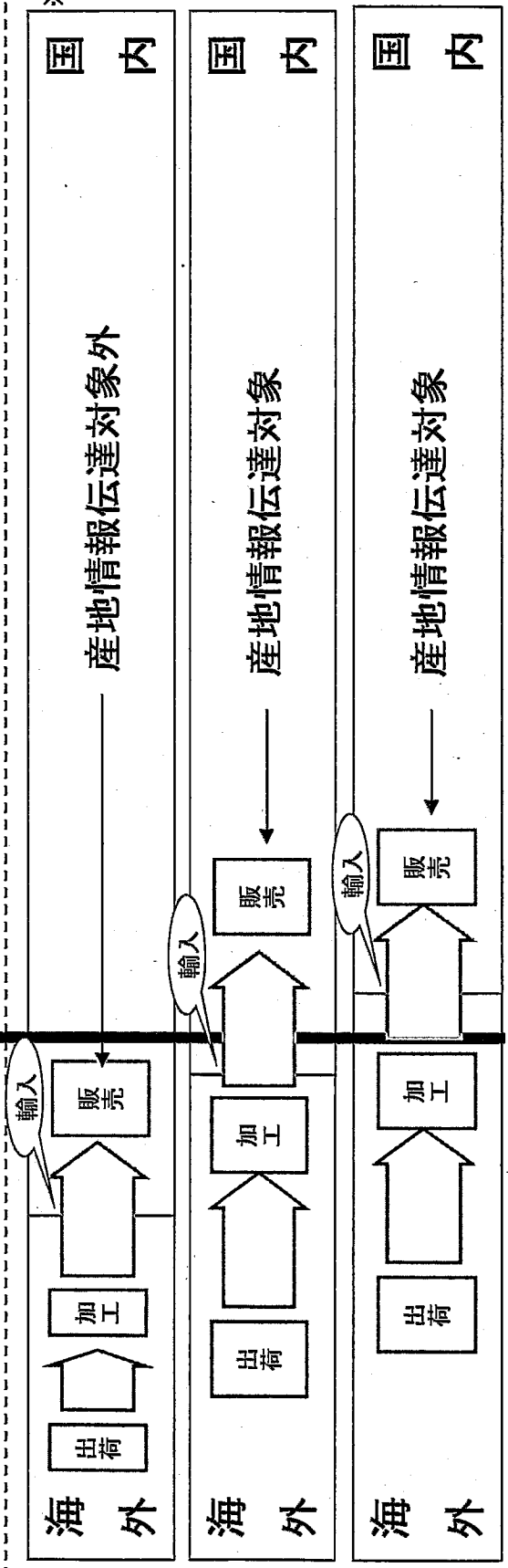
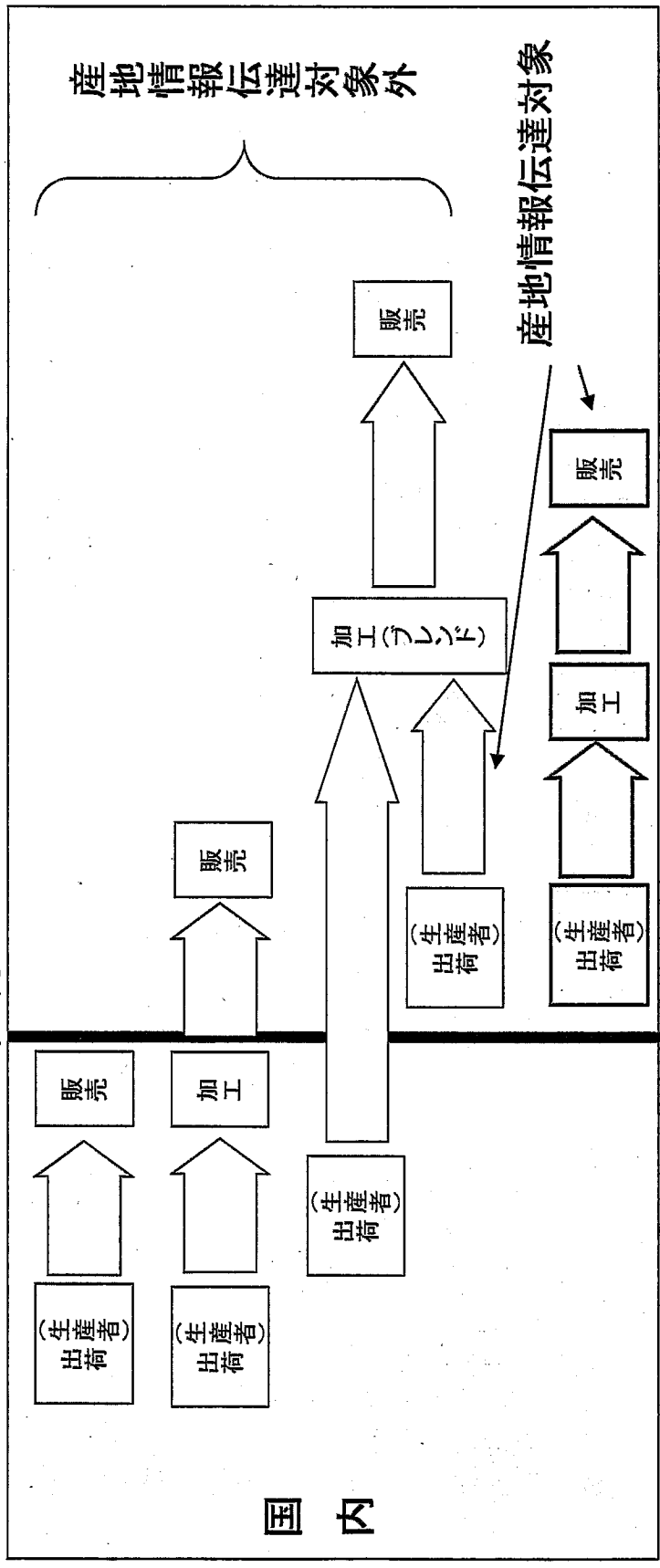
なお、消費者利益の保護の観点から違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されているときには、勧告を行わずとも(1)及び(2)の事項を公表することができる。

(1)違反した事業者の氏名又は名称及び住所

(2)違反事実(ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に照らして不開示と判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。)

(3)勧告の内容

23年7月1日



※ 23年7月1日より前に国内需要等に譲渡し(販売・引渡し)された米穀等は産地情報伝達の対象外。

